

東海市条例第40号

東海市トマトで健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例（平成26年東海市条例第39号）に定める健康づくりを推進するに当たり、トマトが健康の増進に効果的な野菜であること及び本市において明治36年からトマトの加工製品が製造されてきたことを踏まえ、トマトを活用した健康づくりを推進することにより、市民の健康づくりに対する意識の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、トマトを活用した健康づくりを推進するため、トマトの効能についての情報の発信、トマトを活用した料理の開発及び普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民、事業者、市民活動団体その他の関係者（以下「市民等」という。）と連携し、トマトを活用した健康づくりを推進するものとする。

(市民等の協力)

第3条 市民等は、市が実施するトマトを活用した健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(トマトの日の制定)

第4条 市は、トマトを活用した健康づくりに関する市民等の関心及び理解を深めるとともに、市民等と連携した取組を推進するため、トマトの日を定める。

2 トマトの日は、毎月10日とする。

(トマトジュースによる乾杯の推奨)

第5条 市は、市民の健康的な食生活に向けた意識の高揚を図るため、トマトジュースによる乾杯を推奨するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。